

NEWS (PRESS) RELEASE

平成30年10月26日

志摩市総務部収税課

タ イ ト ル	11月から、市税と上下水道料金が スマートフォンで納付できます！
概 要	・市の税金と水道料金・下水道使用料を、スマートフォンのアプリを使って、多くの金融機関の口座から引き落としができるようになります。 ・バーコードが印刷された納付書があれば、自宅などで納付が可能です。 ・税金と上下水道料金への対応は、三重県内の市では初めてです。
利 用 方 法	・専用のアプリを使用して、バーコードが印刷された市税・上下水道料金の納付書のバーコードを読み取り、登録した金融機関の口座から納付します。 ・納付方法によっては納付確認までに日数がかかる場合がありますが、スマホ納付の場合は翌日夕方には市に納付情報が届きます。
使 用 ア プ リ	・スマートフォン決済アプリ「Pay B」【ビリングシステム(株)】 URL: https://payb.jp ・ヤフーアプリ【ヤフー(株)】 URL: https://wallet.yahoo.co.jp/promotion/paymentslip/
利 用 開 始 日	平成30年11月1日(木曜日) 【予定】
利 用 時 間	金融機関によりますが原則24時間
対 応 金 融 機 関	60以上で今後も拡大予定 市の口座振替対応金融機関は10
取 扱 税 目 等	個人市県民税(普通徴収・特別徴収)・法人市民税・固定資産税 軽自動車税・特別土地保有税・国民健康保険税 水道料金・下水道使用料 市の口座振替取扱税目等は個人市県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・水道料金・下水道使用料
注 意 事 項	・領収証書は発行されません。 ・クレジットカードは使用できません。 ・コンビニエンスストアと同様、バーコードが印刷された30万円までの納付書で、取扱期限内に限ります。
お 問 合 せ 先	【代表】志摩市 総務部 収税課 担当：濱崎 慎吾 TEL 0599-44-0212 FAX 0599-44-5261 e-mail shuzei@city.shima.lg.jp 水道料金は水道総務課、下水道使用料は下水道課になります。